

平成 2 2 年 度

健全化判断比率等審査意見書

三島市監査委員

三 監 第 2 0 号
平成 2 3 年 8 月 5 日

三島市長 豊 岡 武 士 様

三島市監査委員 東 和 敏

三島市監査委員 土 屋 俊 博

平成 2 2 年度健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 2 年度健全化判断比率及び平成 2 2 年度資金不足比率を審査したので、次のとおり審査意見書を提出します。

第1 審査の対象

1 平成22年度健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 平成22年度資金不足比率

第2 審査の実施期間

平成23年7月20日から平成23年8月5日

第3 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に準拠して作成されているか、また、健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか等を審査するため、各種会計決算書、公債台帳、地方財政状況調査表等について照査確認した。

第4 審査の結果

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成22年度健全化判断比率、平成22年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律をはじめ関係法令に適合しており、適正に表示しているものと認める。

第5 各種比率の状況及び意見

1 健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条に基づき算定された健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.6	36.4
早期健全化基準	12.49	17.49	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	—

(1) 実質赤字比率

平成22年度実質赤字額は、無い。

(2) 連結実質赤字比率

平成22年度連結実質赤字額は、無い。

(3) 実質公債費比率

平成22年度実質公債費比率は8.6%で、早期健全化基準の25.0%より16.4ポイント下回っている。

(4) 将来負担比率

平成22年度将来負担比率は36.4%で、早期健全化基準の350.0%より313.6ポイント下回っている。

また、健全化判断比率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度	—	—	8.6	36.4
平成21年度	—	—	8.3	44.9
平成20年度	—	—	7.9	43.9
平成19年度	—	—	7.4	50.0

2 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項に基づき算定された資金不足比率は、次のとおりである。

(1) 資金不足比率

平成22年度における水道事業会計、下水道事業特別会計及び楽寿園特別会計における資金不足額は、無い。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
楽寿園特別会計	—	20.0